

令和3年長審第4号

裁 決

モーターボートA防波堤衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年10月23日22時00分

長崎県三重式見港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

登録 長 6.34メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 84キロワット

3 事実の経過

(1) 三重式見港

三重式見港は、長崎港の北西隣にある港で、港奥の北東側には、北及び南両防波堤に囲まれた泊地があり、中央ふ頭の東側が東泊地、西側が西泊地とそれぞれ呼称され、東泊地は中央ふ頭の南端から南東方に延びる内防波堤Dと対岸の野積場の西端から北西方に延びる内防波堤Bがそれぞれ築造され、両防波堤の間に可航幅約150メートルの入り口を形成し、内防波堤Dの付け根付近、中央付近及び先端付近にはそれぞれ外灯が、内防波堤Bの先端付近には光達距離が約5.5キロメートルで、毎4秒に単閃赤光を発する簡易標識灯（以下「B標識灯」という。）が設置されていた。また、前示野積場の北端から北方に延びる内防波堤Nの先端付近にも光達距離が約5.5キロメートルで、毎4秒に単閃赤光を発する簡易標識灯（以下「N標識灯」という。）が設置されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、船体中央部に操縦区画を設け、同区画前部右舷側に磁気コンパス、魚群探知機兼用のGPSプロッター、舵輪及び機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、家族等3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.3メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、令和2年10月23日18時00分三重式見港の東泊地を発し、同港の釣り場に向かった。

a受審人は、18時05分頃内防波堤Dの先端付近で生き餌となるあじを釣り、釣果を求めて三重式見港を移動しながら釣りを繰り返し、21時00分頃同港の南防波堤東端付近の釣り場で錨泊して釣りを再開した後、21時58分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平成15年に操縦免許を取得後、同18

年頃から年間約30回東泊地への入出航経験を有し、そのうち約10回は夜間で、平素、夜間に入航するときは、GPSプロッターで船位の確認を行うことなく、内防波堤D先端の外灯とB標識灯の間の右側を航行するため、目視で同標識灯の灯光を船首目標として航行した後、左転して内防波堤B先端の5メートルないし6メートル沖合を通過することとしていた。

a 受審人は、GPSプロッターを魚群探知機との2画面表示として作動させ、操縦区画後部及び後部甲板で同乗者が休息する中、自らは舵輪後方の操縦区画中央付近に立ち、右手で舵輪を持って操船に当たり、発進と同時に船首をB標識灯の灯光に向けて北上を始めた。

a 受審人は、同乗者に話し掛けるため、右後方を振り向いたところ、僅かに右舵が取られて針路が右偏したものの、船首方に視線を戻すとB標識灯と同じ灯質のN標識灯の灯光を視認したことから、B標識灯の灯光と勘違いし、21時58分少し過ぎ三重式見港三重南防波堤東灯台（以下「三重南防波堤東灯台」という。）から001.5度（真方位、以下同じ。）160メートルの地点で、針路をN標識灯の灯光に向く029度に定め、10.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、21時59分三重南防波堤東灯台から018度400メートルの地点に達したとき、内防波堤Bまで330メートルとなり、その後同防波堤に向首接近する状況であったが、依然として、平素同様B標識灯の灯光に向首しているものと思い、GPSプロッターを活用して、内防波堤Bとの相対位置関係を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、内防波堤 B に向首したまま続航し、22 時 00 分三重南防波堤東灯台から 023 度 730 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力で、内防波堤 B に衝突した。

当時、天候は晴れで風力 1 の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、A は、船首部に圧壊を生じ、のち廃船処理され、内防波堤 B は、擦過傷を生じ、a 受審人が肋骨骨折等を、同乗者 3 人が鼻骨骨折、打撲、挫創等をそれぞれ負った。

(原因及び受審人の行為)

本件防波堤衝突は、夜間、三重式見港において、係留場所に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、内防波堤 B に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、三重式見港において、係留場所に向けて帰航する場合、内防波堤 B に向首進行することのないよう、GPS プロッターを活用して同防波堤との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、平素同様 B 標識灯の灯光に向首しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、内防波堤 B に向首する状況に気付かずに進行して衝突する事態を招き、船体及び同防波堤にそれぞれ損傷を生じさせるとともに、同乗者 3 人を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月10日

長崎地方海難審判所

審判官 植松 正